

平成27年度広島県産応援登録制度審査会 (第3回・青果物)の開催について

広島県産応援登録制度 登録申請希望者 各位

広島県産応援登録制度の審査会(第3回・青果物)を、次のとおり開催します。

商品の審査を希望される方は、広島県産応援登録制度実施要領に基づく申請書を、平成27年7月10日(金)までに、広島県販売・連携推進課に提出してください。

申請様式は、県の販売・連携推進課のホームページでダウンロードできますので、ご活用ください。

なお、申請が多数となった場合、申請された全ての商品が審査会に参加できない場合がありますので、ご承知おきください。

【審査会開催日程】

- ・ 日 時：平成27年7月24日(金) 13:00~16:00(予定)
- ・ 場 所：農業技術センター 講堂(東広島市八本松町原6869)
- ・ 参集範囲：商品の登録を希望する生産者等、審査員(広島県農水産物販路開拓協議会の構成員又は構成員から推薦された者)、広島県等
- ・ 審査内容：申請者のプレゼンテーション(試食を含む)を元に、1者10分程度で審査を行う。

【申請に必要な書類】

広島県産応援登録制度実施要領の様式第1号~様式第4号

【申請書等の様式のダウンロード場所】

[広島県ホームページ](#) [トップページ](#)>[分類でさがす](#)>[しごと・産業](#)>[農林水産業](#)>[農業](#)
>[おすすめ情報](#)>[広島県産応援登録制度の審査会\(青果物\)を開催します。](#)
にある「応援登録制度の概要」欄にあります

※ または、広島県産応援登録制度ホームページのトップページ一番下右側の「応援登録制度申請様式」をクリックすると、上記のサイトにリンクします。

広島県農林水産局 販売・連携推進課
販売推進担当(担当者 児玉)
電話 (082)513-3582(ダイヤルイン)
FAX (082)223-3566
e-mail nouhanbai@pref.hiroshima.lg.jp

登録申請から登録までの流れ

広島県産応援登録制度に商品を登録するための流れは、5つの段階があります。

1 登録したい商品を決めて、応援登録制度審査会の日程を確認する

- 他の同様な品目より特徴や魅力がある農林水産物で、消費者や実需者への販路拡大を希望する商品が対象
- 平成27年度の今後の審査会については、県ホームページまたは直接県にお問い合わせください

2 審査会の2週間前までに、次の4つの書類を県へ提出する（青果物の場合）

- 広島県産応援登録制度実施要領（県ホームページに掲載）により規定
 - ① 様式第1号 広島県産応援登録制度の登録申請書
 - ② 様式第2号-1（青果物） 商品提案書
 - ③ 様式第3号-1（青果物） 事業者（生産者）概要書
 - ④ 様式第4号-1（青果物） 広島県産応援登録制度申請基準報告書
（商品や生産現場等の写真が必要です）

3 審査会に向けた準備をする

- 審査会は、生産者自らがプレゼンテーションを行いますので、約10分の持ち時間で、審査員に商品を充分アピールできるような説明文を用意する必要があります（申請者には説明案を提供）
- また、プレゼンテーションでは、試食物や審査員への提供用サンプル、ホームページに掲載する写真撮影用のサンプルが必要です（申請者には別途説明）

4 審査会に参加して商品のプレゼンテーション（試食含む）を行う

- 当日の流れについては、申請者に別途、資料を提供します

5 審査結果が合格であれば登録（登録結果通知書が送付されます）

登録申請に必要な書類

広島県産応援登録制度に商品を申請するためには、7月10日（金）までに、次の4つの書類を、県庁販売・連携推進課にご提出していただく必要があります。

なお、審査会当日に様式以外で配布したい資料がある場合も事前にご提出ください。

- ① 事前に全ての様式を記入し、電子データで送っていただきます。
- ② 内容を確認した後、様式第2号、第3号はデータで、様式第1号、第4号は押印してご提出いただきます。

審査を円滑に進めるため、審査員へ事前の資料配布が必要ですので、提出期限までの提出にご協力いただきますようお願いします。

なお、審査会では申請商品の試食やサンプルのご提供が必要です。

様式第1号 広島県産応援登録制度 登録申請書

- 申請者の名称は会社名、または組織名を記入し、代表者の職氏名を記入
- 法人や個人だけでなく、任意団体も申請できますが、代表者、責任者がはっきりしていることが必要です。
- 1の申請商品名の品目の欄には『小松菜』など種類を記入し、申請商品名の欄には『〇〇農園の△△小松菜』と一目でその商品とわかる商品名を記入してください。
- 決まった栽培暦等あれば一緒に提出してください。

様式第2号-1（青果物） 商品提案書

- 様式第1号に記載した申請商品名で作成してください。
- 一部の情報を除き、基本的にはこの形でホームページ等に掲載したり、販路拡大における商談に使用します。
- 書き方についてご要望があれば、別途説明させていただきます。

様式第3号-1（青果物） 事業者（生産者）概要書

- 現在の契約取引先やGAP・特別栽培農産物等の取り組み、輸送手段等、商品の生産から販売までに関する事項は、加点の対象ですので、特にもれなく正確に記載してください。

様式第4号-1（青果物） 広島県産応援登録制度 申請基準報告書

- 基本的にすべて○でないと申請できません。